

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（抄）

（発注者への報告等）

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

3 （略）

（助言又は勧告）

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勧告して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

（命令）

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勧告して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）

第四十二条 （略）

2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第四十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）（抄）

（市町村の長による事務の処理）

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第三項の規定による命令に関する事務
 - 二 法第十一条の規定による通知の受理に関する事務
 - 三 法第十四条の規定による助言又は勧告に関する事務
 - 四 法第十五条の規定による命令に関する事務
 - 五 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収に関する事務
 - 六 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百九条第一項各号に掲げる建築物等（同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。

4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、次に掲げるものは、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に関する規定として当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第十八条第二項の規定による申告等の受理に関する事務
- 二 法第十九条の規定による助言又は勧告に関する事務
- 三 法第二十条の規定による命令に関する事務
- 四 法第四十二条第二項の規定による報告の徴収に関する事務
- 五 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第八条第四項の規定により特別区の長が行うこととされている事務については、当分の間、都知事が行うものとする。

（緑資源公団法施行令の一部改正）

第三条 緑資源公団法施行令（昭和三十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第四条 労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第五条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。
十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第六条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

（簡易保険福祉事業団法施行令の一部改正）

第七条 簡易保険福祉事業団法施行令（昭和三十七年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第八条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

（水資源開発公団法施行令の一部改正）

第九条 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

(地域振興整備公団法施行令の一部改正)

第十条 地域振興整備公団法施行令(昭和三十七年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第十一条

(日本鉄道建設公団法施行令の一部改正)

第十一条 日本鉄道建設公団法施行令(昭和三十九年政令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第十一条

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第十二条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十六号の五を第十六号の六とし、第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第十一条

(環境事業団法施行令の一部改正)

第十三条 環境事業団法施行令(昭和四十年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第十一条

(新東京国際空港公団法施行令の一部改正)

第十四条 新東京国際空港公団法施行令(昭和四十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条

（石油公団法施行令の一部改正）

第十五条 石油公団法施行令（昭和四十二年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十六条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第十七条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十八条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条

(中小企業総合事業団法施行令の一部改正)

第十九条 中小企業総合事業団法施行令(平成十一年政令第二百三三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百四号) 第十一条

(都市基盤整備公団法施行令の一部改正)

第二十条 都市基盤整備公団法施行令(平成十一年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百四号) 第十一条

(雇用・能力開発機構法施行令の一部改正)

第二十一条 雇用・能力開発機構法施行令(平成十一年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百四号) 第十一条

地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十

二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

（略）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 十五 （略）

2 （略）

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することができる中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 （略）